

守教委保第 972 号
令和 5 年 12 月 15 日

各 位

守山市長 森 中 高 史

令和 6 年度および令和 7 年度学校給食物資供給等入札参加資格審査申請書の提出について

令和 6 年度および令和 7 年度において、守山市が行う標記の件について参加を希望される方は、下記の要領により申請書等を提出してください。

記

1 対象業者

現在の登録有無にかかわらず、令和 6 年度および令和 7 年度において、守山市が発注する学校給食物資の入札に参加することを希望する業者

※現在登録されている業者も、今回、申請の必要があります。

2 有効期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 2 年間

3 受付期間

(1) 守山市内に本店を有する業者

令和 6 年 1 月 29 日（月）から 2 月 2 日（金）まで（消印有効）

(2) 滋賀県内に本店を有する業者

令和 6 年 2 月 5 日（月）から 2 月 9 日（金）まで（消印有効）

(3) 滋賀県外に本店を有する業者

令和 6 年 2 月 13 日（火）から 2 月 16 日（金）まで（消印有効）

4 受付方法

郵送による。

(1) 受付方法

資格審査後、受付番号を記載した受付書を返送しますので、返信用封筒（郵便切手 84 円）を貼り返信先を記入した封筒（長型 3 号）を必ず同封してください。

(2) 提出方法

提出用封筒の表面に「申請書等在中（物品）」と朱書きしてください。

送付先 〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号

守山市役所 総務部 契約検査課

4 申請書の配布期間

令和5年12月15日（金）から令和6年2月16日（金）まで

（様式等のダウンロードも令和5年12月15日から可能となります。）

※窓口での配布については、平日の午前8時30分から午後5時15分まで

5 提出書類

- | | |
|--|---|
| (1) 営業規模概況調書（様式1） | <p><u>給食関係は
(1)～(3)を
(4)～(17)と共に
提出願います。</u></p> <p><u>(詳細については、
守山市の提出書類
一覧表（物品供給等）
を参照して下さい。)</u></p> <p><u>【守山市内本店のみ】</u></p> <p><u>【守山市内本店のみ】</u></p> <p><u><物・様式7></u></p> |
| (2) 学校給食用物資の納入等に関する確約書（様式2） | |
| (3) 工場、店舗等所在地の保健所が発行する食品衛生監視票
(食肉、豆腐を扱う業者、冷凍・冷蔵食品全般を扱う業者) | |
| (4) 入札参加資格審査申請書 <物・様式1> | |
| (5) 営業概要表等 <物・様式2> | |
| (6) 委任状 【法人のみ】 <物・様式3> | |
| (7) 希望取引種目表 <物・様式4> | |
| (8) 使用印鑑届 <物・様式5> | |
| (9) 登記事項証明書（写） 【法人のみ】 | |
| (10) 印鑑証明書（写） | |
| (11) 営業許可書（写）、プライバシーマーク等登録書（写） | |
| (12) 企業内人権問題研修会実施計画書 <物・様式6-1> | |
| (13) 企業内人権問題研修会実績報告書 <物・様式6-2> | |
| (14) 完納証明書（納税証明書）（写） | |
| (15) 守山市暴力団排除条例第6条の規定に基づく照会同意書 | |
| (16) 身元証明書（写） 【個人事業者の方のみ】 | |
| (17) 返信用封筒（長型3号（120mm×235mm）） | |

6 申請書を提出することができない者

- (1) 入札等に係る契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 経営状態が健全でなく、市税等を滞納している者
- (3) 営業を開始して、審査基準日（令和6年1月1日）の前日までに1事業年度（12か月）以上を経過していない者

7 資格

(1) 学校給食物資納入業者入札指名基準

ア 立地条件および営業状況

- (ア) 相当の資本をもち、相当額の販売をあげている業者
- (イ) 相当数の従業員および固定営業施設を有し、電話施設を有する業者
- (ウ) 迅速に納入し得る地域内に営業所を有し、食料品の製造、加工または販売を行っている業者
- (エ) 製造、加工および販売能力において、1日9,500食以上の使用量を充たしうる業者
- (オ) 指示する期日、時刻に指定場所へ迅速に納入し、かつ緊急需要に即応し得る機動設備および能力を有する業者

イ 現品の納入について、次の事項を厳守する業者

- (ア) 「守山市学校給食物資規格」(別冊)を守り、規格に記載した品を納品すること。
- (イ) 物資の納入は、必ず指定した日時を守ること。検収時間に間に合わないことが生じた場合必ず市に連絡を取ること。

また、物資納入業者は各校給食従事者の立会いの下で検収を受けること。

- (ウ) 物資の納品に当たっては、必要事項を記入した納品書を添付すること。
- (エ) 不適格品の場合には、速やかに返品・交換を行うこと。不適格品納入の場合、製造上の問題や改善点等を明記し、文書にて提出すること。市に著しく損害を与える、または学校給食に支障が生じた場合は、これに対する補償措置を講じること。

不適格品納入が度重なる場合には、警告書を通達する。警告書が度重なる場合には、物資納入の一時停止または登録契約の取消しを行う。

ウ 信用状況

- (ア) 経営状況が良好で、確実な取引先を有し、学校給食に対して特に理解がある業者
- (イ) 食品に関する法律および諸規定が厳守されている業者

エ 衛生状況

製造、加工および販売に係る工場、倉庫および店舗の施設設備等が食品衛生関係法令に規定する規準以上に整備され、食品に対する衛生管理が行き届き、従業員に対し健康管理が充分に行われている業者

オ 特例

- (ア) 食肉関係については、食肉専門店舗または食肉販売に適した施設を有し、かつ、学校給食の緊急需要に応じられる業者とする。食肉専用車またはそれに準ずる車両で配送する。
- (イ) 食肉のうち、牛および豚の生肉については、市内業者とする。

(ウ) 野菜については、地場産野菜を優先とする。

(2) 業者選定の手続き

ア 選定は、市が行う。

イ 選定方法は、書類審査、実地調査で行う。ただし、実地調査の必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

(3) 登録

ア 登録時および指示した場合に食品取扱者の1か月以内の検便結果の写しを提出すること。

イ 登録時に製造・加工業者は保健所の食品衛生監視票の写しを提出すること。

ウ 登録の有効期間は、登録された日の直後に到来する4月1日から2年とする。

エ 登録業者であって、市に損害をあたえ、また、著しく学校給食の運営に支障を生じさせた場合、本市は物資納入の一時停止もしくは登録契約を取り消しすることができる。

8 その他

(1) 申請について、本社（本店）が同じでの複数枚での申請や、委任先（営業所等）を別にしての一社による複数申請は認めない。

(2) 受付について、提出方法は原則郵送とするが、持参の場合でも郵送と同様に処理を行う。（この場合契約検査課のカウンターで対面による資格審査を行うものではない。）また、受付期日後の随時受付は一切行わない。

(3) 郵送について、申請書類は『信書』に該当するため、「郵便物」または「信書便物」として送付する必要がある。郵便物・信書便物以外の荷物扱いで送付することはできない。

(4) 申請書類作成要領および記入例等を熟読すること。なお、申請書類に不備または不足がある場合には受付を行わず書類一式を返却することがある。また、受付後においても書類一式を返却し、受付を取り消すことがある。

(5) 申請書の提出後、申請事項に変更が生じた場合は速やかに変更届（任意様式）を提出すること。変更せずに入札等に参加した場合は無効となる。ただし、取引種目の変更（取消しは除く。）は、受け付けない。

9 申請手続、内容等についてのお問い合わせ

守山市総務部契約検査課 Tel077(582)1147（直通）

守山市教育委員会事務局保健給食課 Tel077(582)1143（直通）